

2007年11月13日：総務省東京行政評価事務所行政相談課あて  
「検察官適格審査会の件に係る不審点の調査のお願い」

2007年11月13日

〒169-0073 東京都新宿区百人町3-28-8  
新宿地方合同庁舎  
総務省 東京行政評価事務所  
行政相談課 甲能様

〒 東京都足立区  
(家庭の事情により電話番号省略)  
(留守電、携帯、FAX、メールアドレスは無)  
半沢一宣

### 検察官適格審査会の件に係る不審点の調査のお願い

冠省 いつもお世話になっております。

標記の件につきまして、今月6日付けで法務省検察官適格審査会から、同封のコピーのような通知が届きました(第503-35-41677-3号配達記録郵便)。

これについて私は、以下の2点で不審なものを感じております。

第一に、今月1日付けで甲能様からいただいた調査結果の御報告には、「次回の検察官適格審査会開催日程は未定」とありました。甲能様が調査くださったと思われる先月後半の時点で「次回開催日程は未定」だった同審査会が、その後今月6日までの間に開催することができたというのは、余りに不自然です。同審査会ほどの公的機関の開催日程について、実際に開催した日の半月前には「次回開催日程は未定」などということが、社会通念上あり得るものでしょうか？ 仮に同審査会が、先月後半の時点で既に開催日程が決まっていたのにそのことを隠していたのだとしたら、そのような秘密主義的な運営方は国民、特に申立人の「知る権利」を侵害する不当な行為であると、私は考えます。

第二に、私が先月16日に足立区役所で開かれた行政相談の席で指摘した、

「国民からの申立てを1年以上も全く審査せず、放置(棚上げ)し続けた自らの怠慢(同審査会が長期間機能不全に陥っていた問題)に係る責任とその再発防止策について、関係者は一体どう考えているのか？」

に係る回答が、通知書には同封されていませんでした。このことは、第一の問題(なぜ、このようなタイミングで審査結果の通知が届いたのか?)と合わせて考えると、同審査会が「審査を行ったのだからいいではないか」と、上記の責任問題をうやむやにする目的で審査を拙速に終わらせたのではないかと、この疑惑を抱かせるものです。

これらの2点について、調査をお願いしたく存じます。特に第二の問題については、同審査会長と、同審査会の職掌責任者である法務省大臣官房人事課長に対して、彼らが自らの無責任を正当化するのを許さないためにも、申立てを審査し結果を通知したことは別の問題として、この問題についての見解を明らかにするよう、甲能様から(場合によっては東京行政評価事務所長名で)強く申し入れていただきたく存じます。この場合、回答は甲能様経由でも直接半沢自宅あてでもどちらでも構いませんが、今月末日くらいを目途に必ず責任者名を明記した書面で行うよう、合わせて申し入れていただきたく存じます(回答書が甲能様あてに届いた場合には、お手数ですがその原本を上記半沢自宅まで転送願います)。

何かと御多忙のおり誠に恐縮ですが、今月6日付けで新規に依頼した東京地方検察庁特別捜査部直告班の件共々、どうかよろしくお願い申し上げます。

草々

記事 本状は2007年11月13日に普通郵便で差し出し。